

療育手帳の交付申請について

療育手帳の交付申請についてご案内します。

手続きの概要

知的障害者の方には、本人又は保護者の申請によって、北海道心身障害者総合相談所（18歳未満の児童は旭川児童相談所）の判定に基づき、療育手帳が交付されます。

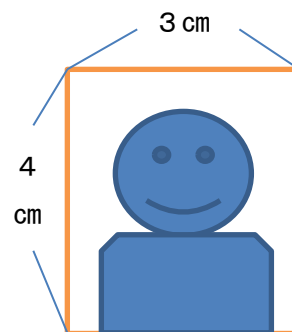
申請に必要なもの

申請に必要なものは以下のとおりです。

●療育手帳交付申請書（1部） ※申請用紙は、福祉課・ホームページにあります。

●写真1枚

写真は縦4cm 横3cmで脱帽して上半身を写したものであること（申請者の申出により、北海道知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）



●マイナンバーの分かるもの

マイナンバーカード・マイナンバーが書かれた住民票（すでに取得済みの場合）等
※ マイナンバーの分かるものがない場合は、福祉課窓口にご相談ください。

交付までの期間

交付までには、当市で受け付けてから旭川児童相談所又は北海道心身障害者総合相談所を経由し、北海道上川総合振興局で作成されますので、約1か月～1か月半かかります。時間に余裕をもって申請してください。

提出先

〒076-8555

富良野市弥生町1番1号 富良野市複合庁舎2階 6番窓口

富良野市役所 保健福祉部 福祉課 福祉相談支援係

電話番号 0167-39-2211

詳しい内容や制度の利用方法等は福祉課へお問い合わせください。